

中国管内の平成26年度上半期電波監視の概要

1 無線局に対する混信・妨害申告と電磁障害等の照会・相談件数

今年度上半期に当局に寄せられた申告・相談の総件数は89件でした。

申告・相談内容の内訳は、重要無線通信妨害(注1)に関する申告が17件、業務用無線やアマチュア無線など一般の無線局への混信等に関する申告が52件、人体への電磁波の影響の相談やテレビ・ラジオ、パソコンやオーディオ機器等への障害に関する電磁障害申告が20件となりました。(図1-1参照)

地域別では、広島県内、次いで岡山県内からの申告が多く寄せられており、全体の6割を超えています。(図1-2参照)

重要無線通信妨害の用途別の申告件数(図1-3)は、海上保安用国際VHF16CH及び70CH(注2)への誤発射による混信が11件(前年度上半期3件)で全体の約65%と大きな割合を占めており、次いで航空機・船舶用遭難自動通報設備の誤発射が4件、消防用無線及び水防・道路用無線に関する申告が各1件ありました。

なお、現地調査による原因者への改善措置及び指導等により、75件(84.3%)について解決しました。残り14件については引き続き調査を進めています。

図1-1 年度別申告等の推移(上半期)

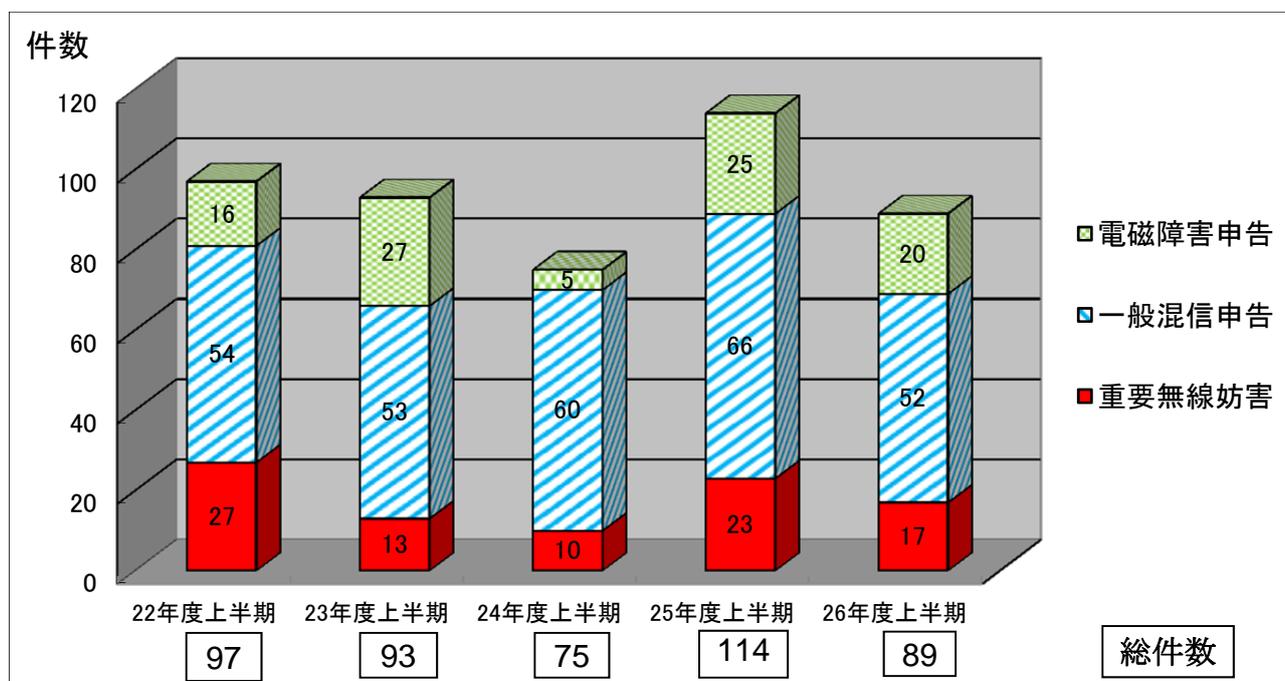


図 1 - 2 地域別申告件数

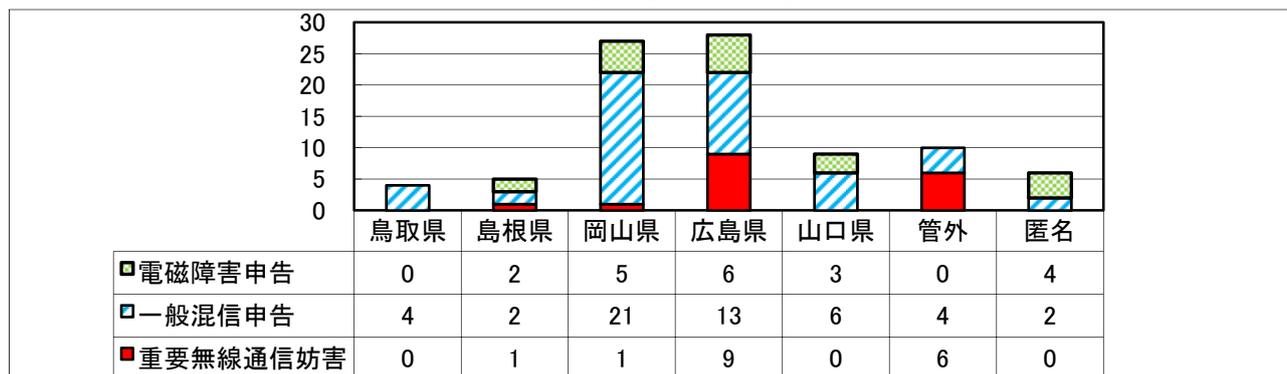
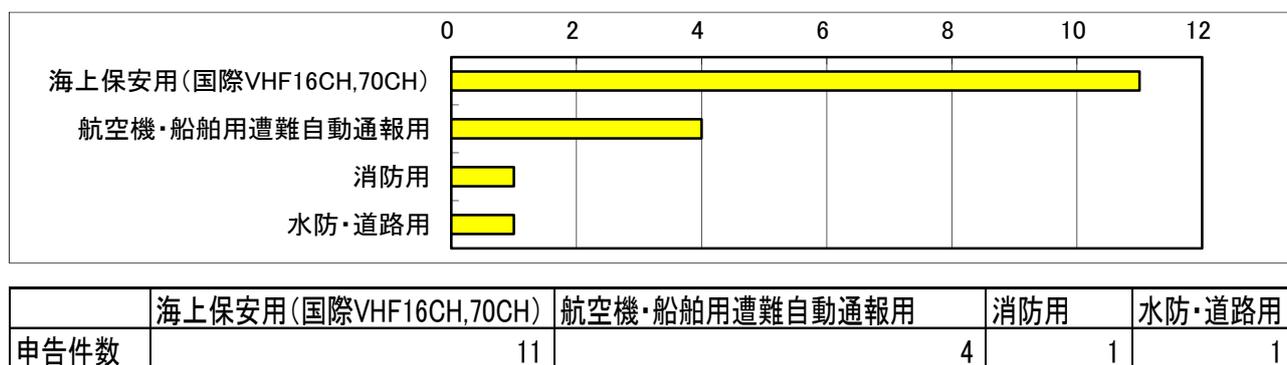


図 1 - 3 重要無線通信妨害申告件数（用途別）



2 不法無線局(注3)対策等の取組状況

不法無線局はテレビ、ラジオへの受信障害、消防・救急無線の通信、携帯電話等への妨害を発生させる恐れがあるため、管内の捜査機関と連携して共同取締りを実施しています。

また、電波監視システム（DEURAS：遠隔方位測定設備）(注4)や電波監視車両を駆使して不法・違法無線局の所在確認を行い、電波法令を遵守するよう指導しています。

(1) 不法無線局の共同取締り

不法無線局の撲滅に向けて、管内各地において捜査機関との共同取締りを9回行い、摘発は3件（不法アマチュア無線局）、指導（空中線の撤去）を5件行いました。

表 1 捜査機関との共同取締りの状況

| 県別 | 捜査機関 | 実施回数 | 摘発された無線局の種別 | 件数 |
|------|------|------|-------------|----|
| 鳥取県内 | 警察 | 2回 | — | 0件 |
| 島根県内 | 警察 | 2回 | — | 0件 |
| 岡山県内 | 警察 | 2回 | — | 0件 |
| 山口県内 | 警察 | 3回 | 不法アマチュア無線局 | 3件 |



共同取締りの模様



不法アマチュア無線機

(2) 不法・違法無線局への指導等

電波監視により確認した不法無線局に対して文書指導を198件、違法無線局に対して文書指導を37件、口頭（電話を含む。）指導を2件行いました。

文書指導の内訳は、不法・違法アマチュア無線局、不法船舶局、不法パーソナル無線局、及び不法市民ラジオの4局種で全体の9割以上を占めています。

このほか、無線局の呼出名称を送信しない等、無線局の運用ルールを守らないアマチュア無線局に対して、同一周波数の電波による注意喚起（電波による規正）を65件行いました。

図2-1 地域別の文書指導件数

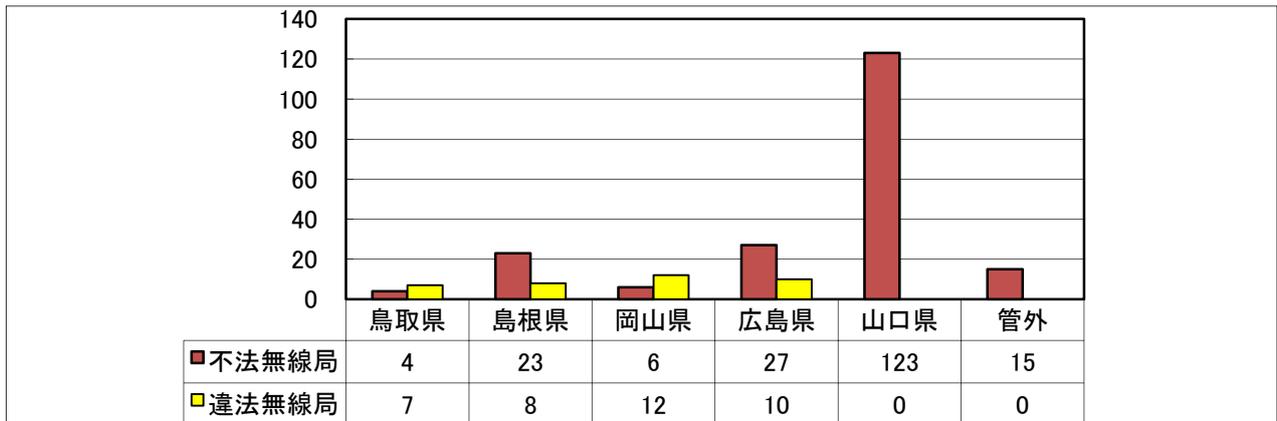
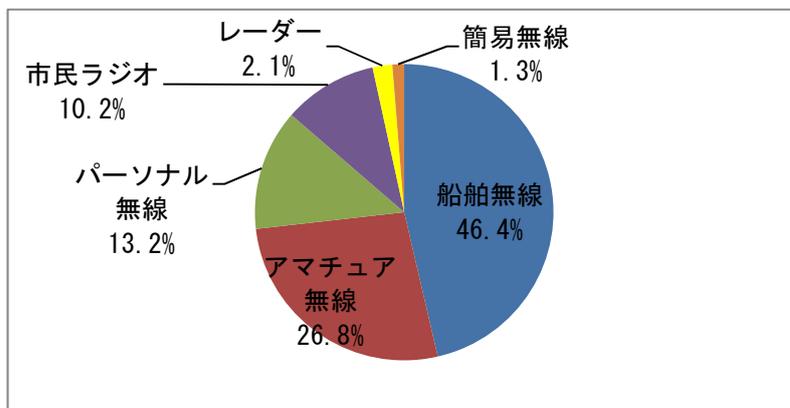


図2-2 無線局別の文書指導の割合



(3) 無線機器の鑑定

捜査機関が押収した電波法違反と思われる22台(警察:11台、海上保安庁:11台)の無線設備について、刑事訴訟法第223条第1項に基づく嘱託を受け、鑑定を行いました。

鑑定の内訳は、アマチュア無線機が20台、パーソナル無線機が1台、船舶用無線機が1台となっています。



鑑定依頼のあったアマチュア無線機(左側)と増幅器(右側)

3 電波監視体制の強化

当局では、管内における重要行事の開催時等は、電波監視体制を強化して取り組んでいます。下表の行事開催にあわせて電波監視体制を強化するなど、重要無線通信妨害の発生に即応できる体制をとりました。

なお、この期間、重要無線通信妨害はありませんでした。

表2 電波監視体制の強化の状況

| 電波監視体制の強化期間 | 関係行事名称 | 監視対象地域 |
|-------------------|-------------------|----------------|
| 4月22日(火)～4月25日(金) | オバマ・アメリカ合衆国大統領の来日 | 管内のうち、固定監視可能地域 |
| 8月6日(水) | 平和記念式典 | 広島市内 |

4 電波利用ルール等の周知・啓発

不法無線局の未然発生防止と免許情報告知制度(注5)の販売店への周知、及び発射する電波が著しく微弱の範囲にあると称しているにもかかわらず、微弱の範囲を超えて販売されている無線機器や技術基準不適合設備を販売しないよう周知・啓発活動を行っています。

また、電波利用環境を保護する重要性や電波利用の基本ルールをはじめ、電波をより身近なものとして理解を深めるため様々な周知・啓発活動を行っています。

- (1) 流通分野への周知・啓発活動として、管内の家電量販店、ホームセンター、カー用品店等を60店舗訪問し、技術基準不適合設備等を販売しないよう周知・啓発を行いました。また、アマチュア無線機等の販売店3店舗について、免許情報告知制度の周知と確認を行いました。

(2) 電波利用環境保護周知啓発強化期間（6月1日から6月10日までの間）を中心に、新聞広告及びJR山陽本線・山陰本線等の電車中吊り広告による広報、関係団体へのポスター・リーフレットの配布を行い、周知・啓発活動に努めました。

- ・新聞広告（6月1日）：中国5県の地方紙及び日経新聞（計6紙）
- ・電車中吊り広告：西日本旅客鉄道(株)、広島電鉄(株)、広島高速交通(株)及び岡山電気軌道(株)の車輦内 約1,400枚
- ・関係団体に対する協力依頼（官公庁、自治体、報道機関、漁協、道の駅、タクシー、トラック協会、無線機器販売店等 823カ所）
ポスター 約2,200枚、リーフレット 約27,000枚 配布



平成26年度周知啓発用（中吊り）ポスター

(3) 電波適正利用推進員による電波教室など

中国総合通信局長が委嘱する電波適正利用推進員が、適正な電波利用環境の保護のための活動として、小・中学生を対象とした「電波教室」を管内の5市（米子市、松江市、益田市、広島市、尾道市）で11教室開催し、計171名の参加者があり、電波の仕組みや電波の正しい使い方に関してDVDを視聴して学習したり、実際に部品をハンダ付けするラジオキット製作等を行いました。

このほか、地域のイベント等において、電波利用環境に関するリーフレットの配布及び周知啓発活動、公民館や集会場等へのポスターの掲示の要請などの活動を行っています。



(電波教室の様様)

5 申告受付窓口

混信妨害及び電磁環境障害の申告や不法無線局の申告は、以下の窓口で受け付けています。

中国総合通信局電波監理部電波利用環境課

電話 082-222-3332

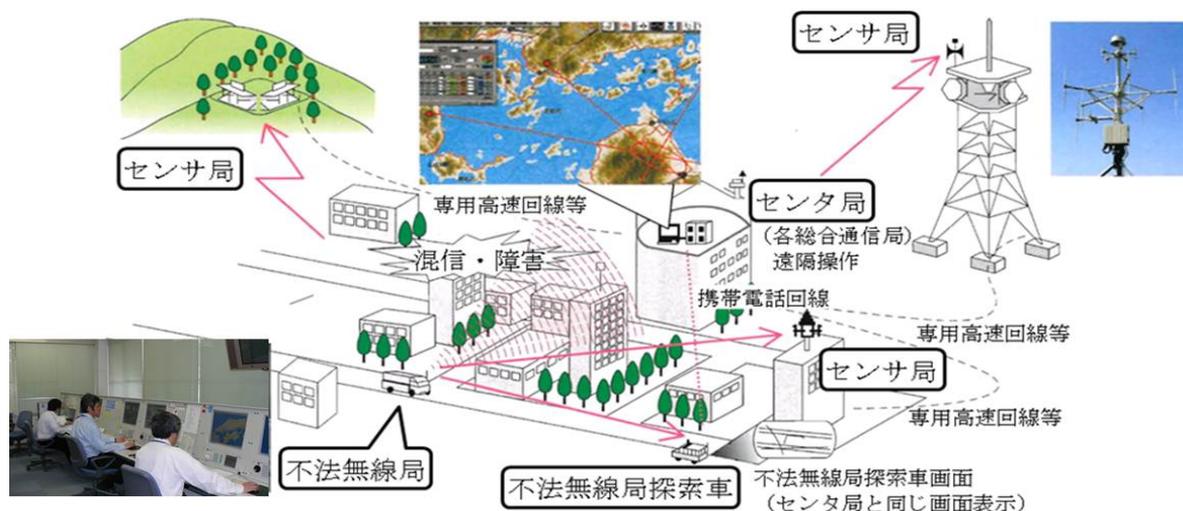
(受付時間は、土曜日、日曜日、祝日を除く8:30～17:15まで)

(注1)：重要無線通信妨害とは、電気通信、放送、警察、防災行政、消防、航空、船舶、気象、電気、鉄道等に係る重要な無線通信への妨害をいいます。

(注2)：海上保安用国際 VHF 16 CH は、船舶が無線電話による呼出・応答や遭難・緊急安全呼出時等に使用、また、70 CH はデジタル選択呼出装置による呼出・応答や遭難・緊急安全呼出時等に使用する 150MHz 帯の周波数です。

(注3)：不法無線局とは、総務大臣の免許を受けずに開設している無線局のことで、不法無線局を開設した場合、電波法第110条の規定により1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられます。これに対し、違法無線局とは、無線局の免許は受けているものの、電波法令に違反して通信をしている無線局のことです。

(注4)：管内各地に設置されたセンサ局や車両に搭載されたセンサ局を、広島市内にあるセンタ局から遠隔操作することにより、センサ局で受信した電波をモニター（聴音）したり、電波発射源の方位等を測定して、電波発射源の位置等を特定するためのシステムです。



(注5)：免許情報告知制度では、電波法第102条の14の規定により、販売業者は無線機器を販売する際に、購入者に対し無線局免許申請が必要であることを周知する義務があります。

管内における措置事例

－ 重要無線通信妨害申告に対する対応 －

(1) 非常用位置指示無線標識装置（EPIRB*）からの電波誤発射

海上保安庁からの申告（位置情報）に基づき、現地調査を実施したところ、山口県内の産業廃棄物の廃材置き場に放置されていた装置から遭難信号が送信されているのを確認。電池を取り外して停波措置を行い、産廃業者に対して指導。

- * EPIRB（Emergency Position Indicate Radio Beacon）：船舶等が遭難した場合、その地点を探知させるため遭難信号を送信する無線装置。



廃材置き場に放置されたEPIRB



遭難信号送出の多くが誤発射によるものであり、実際の遭難救助活動に影響をもたらす恐れがある。

(2) 携帯電話抑止装置（不法無線局）から携帯電話基地局への干渉

携帯電話事業者から、岡山県内の携帯電話基地局が電波の干渉を受けているとの申告があり、現地調査を実施したところ、近隣の建物内に設置されていた携帯電話抑止装置※からの電波が携帯電話基地局に干渉を与えていたことが判明。当該装置を撤去し障害は解消。

- ※ 携帯電話等と同じ周波数帯の電波を発射することにより、装置を設置した周辺で、携帯電話等が使えないようにする装置。



携帯電話抑止装置



携帯電話抑止装置の使用するためには無線局免許が必要。
※微弱電波と称して、免許を受けずに使用できるような表現で市販されている事例あり。

(3) 屋外LEDディスプレイから消防・救急無線への雑音障害

広島県内の消防署から、特定のパチンコ店周辺を救急車が通過するとノイズが入り通信に支障があるとの申告。調査した結果、同パチンコ店に設置された屋外LEDディスプレイからの不要電波（ノイズ）が原因であることが判明し、当該ディスプレイのメーカーへ対策を依頼。メーカーでは装置に雑音対策を施すことにより解消。



原因となった屋外LEDディスプレイ



ノイズ対策が不十分な、LED照明やインバーターを使用した機器などによる、無線局等への混信妨害事例が全国的にも多数報告されている。